ニ　ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（１日につき）

(1)　ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)

(一)	要介護１	730単位
(二)	要介護２	795単位
(三)	要介護３	866単位
(四)	要介護４	931単位
(五)	要介護５	995単位

(2)　ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)

(一)	要介護１	730単位
(二)	要介護２	795単位
(三)	要介護３	866単位
(四)	要介護４	931単位
(五)	要介護５	995単位

注１　イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第130条第１項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）において、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（同項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応

(2)　旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（１日につき）

(一)　旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)

a	要介護１	700単位
b	要介護２又は要介護３	800単位
c	要介護４又は要介護５	923単位

(二)　旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)

a	要介護１	700単位
b	要介護２又は要介護３	800単位
c	要介護４又は要介護５	923単位

ニ　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(1)　ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（１日につき）

(一)　ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)

a	要介護１	766単位
b	要介護２	829単位
c	要介護３	897単位
d	要介護４	960単位
e	要介護５	1,022単位

(二)　ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)

a	要介護１	766単位
b	要介護２	829単位
c	要介護３	897単位
d	要介護４	960単位
e	要介護５	1,022単位

(2)　ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（１日につき）

(一)　ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)

a	要介護１	766単位
b	要介護２又は要介護３	868単位
c	要介護４又は要介護５	990単位

(二)　ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)

a	要介護１	766単位
b	要介護２又は要介護３	868単位
c	要介護４又は要介護５	990単位

注１　イ、ロ、ハ(1)及びニ(1)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第130条第１項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）において、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（同項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。以下同じ。）（介護保険法施行法（平成９年法律第124号）第13条第１項に規定する旧措置入所者（以下「旧措置入所者」という。）